

国務院法制弁公室「著作権法（改訂草案送審稿）」意見募集表

会社名： 一般社団法人電子情報技術産業協会

条項番号	修正提案	修正理由
第3条 第31条 第32条	出版者に対して隣接権を付与している点	作家の著作権で十分に保護されており、出版者に著作権隣接権を付与する必要はない。ひとつの図書に権利を持つ者が多くなることで、書籍の二次利用が阻害されるおそれがある。
第13条 1項3号	同一性保持権の例外規定が設けられていない	教育目的等での用字用語の変換や、建築物の増改築、プログラム著作物を利用環境に応じカスタマイズすることなど、「著作物の性質並びにその利用の目的及び態様に照らしやむを得ないと認められる改変」については同一性保持権の適用がないことを明らかにすべきである。 さもないと、第四章「権利の制限」にかかる事項が、同一性保持権の行使により、不当に阻害される場合があり得、問題である。
第15条	法人著作の要件	法人が著作者としてみなされる条件としては、主管又は投資し、法人の意思を代表して創作し、責任を負担していれば足りる。仮にここでいう「発表」が「発表する場合には法人等名義になることが想定される」もの等を含まず「発表された」もののみを指すと解釈されるのであれば、投資、創作の意思、責任等の要件を満たしていたとしても、未発表のものについてはすべからず法人等に著作権が帰属することが認められないことになり、不合理である。
第17条	共同著作物の提訴の要件 「共同著作者のいずれもが自己の名義で提訴することができ」とされている点について	「分割利用できない共同著作物については、その著作権は、各共同著作者が共に共有し、協議をして共同で行使する」とされていることとの関係について明確にされたい。協議の上、共同で行使することが合意されたものについて、いずれかの名義で提訴できるとの手續きについての規定であれば問題ないが、協議の上での共同行使との原則の例外として、

		<p>合作者の協議も経ず単独での提訴を認める規定であるとすれば、妥当ではない。</p>
第 20 条	職務著作の扱い	<p>第 15 条（法人著作）との関係が不明。 従業員が業務上の任務を遂行するために創作した著作物については、契約でそうでない取り決めをしない限り、当事者の合意が明確でない場合も含め、原則事業体が著作権を享有すべき。かような原則でないと第 13 条（法人著作）の考え方と相容れない。 また、事業体が著作権を享有する著作物については従業員に氏名表示権を認めるべきではない。</p> <p>また、会社が自ら使用する場合のみならず、業務範囲で第三者へ使用許諾することも無償で認められる旨を明確にすべき。 20 条 3 項「従業員は編集方式により創作した著作物を出版することができる」は削除すべきである。2 項但書の法人帰属が有名無実化しかねないからである。</p>
第 4 3 条 1 項 1 号	無許諾無償で認められる私的複製の範囲	<p>保護と利用のバランスの観点から、また、現実に行われ諸外国でも許容されている利用実態を反映すべく、現行法と同様に、①私的学習、研究に加えて鑑賞目的を追加し、②部分的な複製ではなく、その著作物全体の複製が認められるようにすべき。</p> <p>上記が認められない場合、「個人が所有または使用権限を有する」場合には、著作物の個人的な学習、研究又は鑑賞目的での複製について、著作物の種類、部分、部数等の限定なく複製できることを原則として明らかにすべき。</p>
第 4 3 条 1 項 1 3 号	懸念事項では無く、賛意を表す事項として、権利制限の一般規定を導入している点	<p>1 3 号に「その他の状況」を追加し、通常の利用を妨げず、著作者の正当な利益を不当に害しない場合について、無許諾無償の利用を認めていることは、保護と利用のバランスの観点から望ましい。</p>

第68条	技術的保護手段、権利管理情報の定義	<p>1) 「閲覧」、「鑑賞」、「運用（筆者注：使用のことか）」に係る技術をも著作権法で保護される技術的保護手段とするのは、69条の「著作権及び著作隣接権を保護することを目的として」と照らしても広すぎるのではないか。</p> <p>2) WCT条約の要求を超えて、権利管理情報を電磁的なものに限らないことの必要性が不明。</p>
第69条	技術的保護手段の「回避」「破壊」の意味するところが不明確	<p>回避禁止規制は、積極的な回避や改変行為を禁止するのにとどまるものであるべきで、積極的に反応するようにつくらないと効果のない技術的保護手段に対して積極的な反応を義務付けたり、技術上の処理過程で、自然に消えてしまう技術的保護手段を積極的に維持することを義務付けるものではないことを明確にすべきである。</p> <p>具体的には、技術的保護手段の「回避」「破壊」には「無反応」（積極的に技術的保護手段に反応するように機器等を特別に設計しない限り有効に機能しない場合）は含まれないことを明確にすべき（なお、「無反応」とは、一方的にコンテンツに付された技術的保護手段に対して、それを受ける機器等の側で技術的保護手段を無視し、何らの反応もしないこと not respond の意。）</p>
第71条	技術的保護手段を回避できる場合（例外規定）と回避ツール提供との関係	<p>1) 技術的保護手段の回避が認められる場合が極めて限定的。権利保護と公正利用のバランスの観点から再考が必要。（4号（セキュリティ）・5号（暗号研究等）が第二稿から追加されているが、いまだ不十分）</p> <p>2) 他人に対し回避ツールを提供することを禁じているため、限定的に回避が認められる場合ですら、自ら回避ツールを製造等しない限り合法的な回避が行えず、実質的に合法的に回避できる場合が担保されるのか疑問。</p>

第73条	ネットワークサービスプロバイダの責任	<p>1) ネットワークサービスプロバイダが、通知を受け取った後「速やかに必要な措置をとらなかった場合、侵害が拡大した部分に対し、当該ネットワークユーザーと連帯責任を負う。」との規定になっているが、速やかに必要な措置をとらなかった場合には、責任免除の恩恵を受けられないとするのが、ネットワークサービスプロバイダの責任に関する国際的な考え方に照らして妥当である。</p> <p>2) ネットワークプロバイダが、ネットワークユーザーがそのネットワークサービスを利用して著作権を侵害していることを知りながら、又は知っているはずでありながら、必要な措置をとっていない場合、当該ネットワークユーザーと連帯責任を負うとの規定についても、同様である。</p> <p>3) 仮にこのまま条文化された場合には、「必要な措置」の内容が不明確であり法的安定性を欠くことから、ビジネスの阻害要因となる。また、原文では権利者が要求する措置がすなわちプロバイダが取らなければならない必要な措置とも解釈し得る余地がある上に、反論の機会が手続き上確保されていないなど、公平性の観点からも問題である。少なくとも、プロバイダが取るべきとされる「必要な措置」は「合理的な」範囲に限られることは明確にされるべき。</p>
第78条	著作権行政管理機関の法執行手段 技術的保護手段の回避ツールの製造、輸入、提供や技術手段回避サービスの提供について、著作権行政管理部門に強く厳しい内容の法執行権限を認めている点	回避ツールとして規制される対象が明確でなく広く解釈される可能性が否定できないことと考え合わせると、全うな企業活動に著しい悪影響を及ぼす可能性が否定できない。
20条 36条	職務著作、職務実演について、然るべき奨励を与えなければならないと規定している点について	<p>「奨励」の意味は不明だが、業務上の著作物の創作、実演に対しては、給与により対価が支払われているため、さらなる奨励金は国際的にも例がなく不要である。</p> <p>特に著作権や実演家の権利は、特許権などと</p>

		異なり、登録を要せずに権利が発生し、厳格な新規性や進歩性を要しないため、文書作成やプレゼンテーションなどの日常業務の全てが奨励金の対象となりかねず、企業活動を阻害することは明らかである。
65条	2つ以上の著作権集団管理組織が同じ利用方式について同じ利用者から利用料を徴収する場合に、「統一した利用料徴収基準を共同で制定しなければならず」と定めている点。	利用料徴収基準は統一させずに、著作権集団管理組織間で競争をさせるべきである。 そのような競争により、極端な高額化を避けることができ、ひいては、社会主義文化、科学及び経済の発展と繁栄につながることを期待できる。
76条	損害賠償の金額に関して、「合理的な倍数又は100万元以下の額を選択」できるとして法定損害賠償制度を導入している点（100万元は1500万円相当）。 また、「2回以上著作権又は著作隣接権を故意に侵害した場合、前項により算出した賠償額の2倍から3倍をもって賠償額を確定することができる」と懲罰的損害賠償制度を導入している点。	著作者に対する損害賠償という観点では、実損害額が賠償されれば十分である。 悪質な侵害に対しては、刑事罰・行政罰により対応すれば足りる。

(紙幅が足りない場合は、適宜様式を変更してご記入ください。)